

環水大水発第 2009291 号  
令和 2 年 9 月 29 日

府県知事  
政令指定都市市長  
中核市市長

} 殿

環境省水・大気環境局長  
(公印省略)

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 22 号。以下「改正省令」という。）が、令和 2 年 9 月 25 日に公布され、同日から施行された。

改正省令は、特定施設の構造等の変更許可手続において、事前評価等を要しない場合の合理化のため、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和 48 年総理府令第 61 号。以下「規則」という。）第 7 条の 2 の規定を改正するものである。

については、下記の事項に留意の上、改正後の規則に基づく変更許可手続の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第 1 改正の内容

#### 1 既存の事前評価等を要しない場合の変更

規則第 7 条の 2 第 1 号ロにおいて、「汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚染状態並びに処理後の汚水等の量が増大しない場合（汚水等が処理施設で処理される場合）」が事前評価等を要しない場合の要件の一つとして掲げられているが、特定施設からの汚水等について、処理後の汚染状態及び汚水等の量が増大しない場合、処理前の汚染状態が増大する構造等の変更を行ったとしても、瀬戸内海の環境への影響が増大しないのは明らかであることから、「処理前及び」を削ることとする。

## 2 事前評価等を要しない場合の追加

特定施設の構造等の変更について、次の2要件がいずれも満たされる場合を、第4号として新たに事前評価等を要しない場合に追加する。

- ・ 各排水口における排出水の汚染状態の値及び当該排出水の量が増大しない場合
- ・ 人の活動に使用されていない水又は人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用等の、その用途に供することにより汚染状態が悪化しない用途に供された水のみを排出する排水口の排出水の排出の方法の変更の場合（当該排水口以外の排水口について排出水の排出の方法に変更がない場合に限る。）

## 第2 改正により事前評価等を要しない場合の事例

### 1 改正後の規則第7条の2第1号について

処理施設により処理される場合、処理施設による処理後の汚水等の状況で判断することとなり、次の3要件がいずれも満たされる場合は事前評価等を要しないこととなる。

- (1) 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量が増大しない場合（処理施設により処理されない場合に限る。）。
- (2) 汚水等の処理施設の使用時における処理後の汚水等の汚染状態の値及び当該汚水等の量が増大しない場合。
- (3) 排出水の排出の方法（排水口の位置及び数並びに排出先を含む。）に変更がない場合。

### 2 改正後の規則第7条の2第4号について

次の2要件がいずれも満たされる場合は事前評価等を要しないこととなる。

- (1) 各排水口における排出水の汚染状態の値及び当該排出水の量が増大しない場合。
- (2) 特定事業場（特定施設を設置する工場又は事業場）において事業活動その他の人の活動に使用されていない水又は事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚染状態が悪化しないものに供された水のみを排出する排水口の位置若しくは数又は排出先を変更する場合（当該排水口以外の排水口について排出水の排出の方法に変更がない場合に限る。）。

ここで、「特定事業場（特定施設を設置する工場又は事業場）において事業活動その他の人の活動に使用されていない水」とは、例えば、特定事業場に降り注いだ雨水が直接排水溝を通して公共用水域に排出される場合等である。

ただし、雨水を事業活動に利用したり、特定事業場内にある事務所等の生活（トイレの流れ水や清掃に用いるなど）に使用したりする場合は含まれない。

また、「事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚染状態が悪化しないものに供された水」とは、例えば、海水をくみ上げ熱交換器で機器の冷却に用いた後に公共用水域に排水するような一過性の間接冷却水等である。

以上